



人権チェックリスト

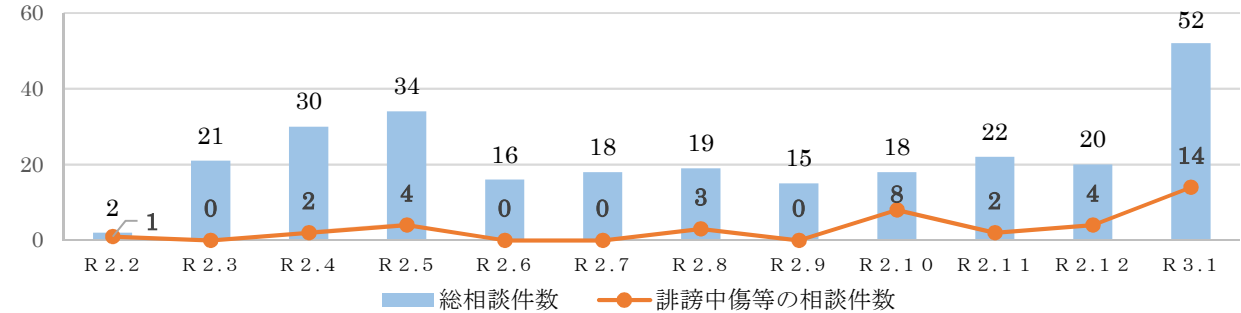
令和3年
2月号

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等は許しません！～STOP！コロナ差別～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する、デマや誹謗中傷の被害が増加しています。

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談

◇相談件数（県人権政策課、県福祉保健総務課、県男女共同参画センターなど）



◇相談事例

- ・感染者が多数発生している地域へ行っていないにもかかわらず、当該地域へ遊びに行って新型コロナウイルス感染症に感染したというデマを流された。
- ・感染者が多数発生している地域の知人と会ったことで、新型コロナウイルス感染症に感染したかもしれないので近寄らないでほしいと周りから言われている。

相談件数 267件
うち誹謗中傷等 38件
(R2.2～R3.1月末)

☑チェック

- ◆悪質なデマや誹謗中傷については「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」に基づき、行政指導を行います。
- ◆加えて誹謗中傷等は、その内容が事実か否かに関わらず人権侵害行為であり、名誉毀損罪、脅迫罪、業務妨害罪など刑事上の責任に問われる場合があります。さらに、被害者から損害賠償を請求されることもあります。
- ◆誹謗中傷等は、被害者だけでなく、加害者の人生も変えてしまいます。
- ◆決して差別や誹謗中傷等を行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします。

コロナ差別相談ダイヤル（県人権政策課）

月～金（祝日・年末年始除く）9：00～17：45

TEL：073-441-2563 FAX：073-453-4540

※（公財）和歌山県人権啓発センターや各振興局総務課県民課においても相談できます。

☆研修会「ストップ！コロナ差別～差別と法律問題～」

【講師】 大谷 惣一さん（大谷法律事務所弁護士・和歌山弁護士会副会長）

【日時】 令和3年3月6日（土） 13：30～15：00

【場所】 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ

【申込み先】 和歌山県人権政策課 TEL：073-441-2561 FAX：073-433-4540

【定員】 40人（事前申込・先着順）※手話通訳、要約筆記が利用できます。



チェックリストについてのお問い合わせは県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

